

法務委員會議録 第五号

昭和三十七年二月十五日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 稻葉 修君 理事 小島 徹三君

理事 林 博君 理事 井伊 誠一君

理事 坪野 米男君 理事 松井 誠君

井村 重雄君 池田 清志君

上村千一郎君 唐澤 俊樹君

高橋 英吉君 馬場 元治君

松本 一郎君 阿部 五郎君

河野 密君 田中織之進君

田中幾三郎君 志賀 義雄君

出席政府委員

津田 實君

濱本 一夫君

委員外の出席者

桑原 正憲君

仁分百合人君

樋口 勝君

市川 四郎君

長井 澄君

小本 貞一君

二月十二日

委員上村千一郎君辞任につき、その補欠として山本猛夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山本猛夫君辞任につき、その補欠として上村千一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上村千一郎君辞任につき、その補欠として井出太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井出太郎君辞任につき、その補欠として上村千一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

同(藤井勝志君紹介)(第一〇二五号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

訟特例法の運用上どういふような点がきわめて困難であったのであろうか。

また疑義があったのであろうか。

とにつきまして、簡略でけっこうでございますから、その運用の面に当たられておりました裁判所の方から御説明を賜りたい、こう思います。

――裁判所の方からはじきに御見えにならると思っておりますので、法務省の方から先に一つお答えを承りたいと思っております。

――実は突然法務省の方に変わつたからお答えに御不便かと思つたので申し上げるのですが、逐条の御説明あるいは提案説明に載つておる点につきましては、もうすでに私ども承つておりました、十分に頭に入つておるわけですから、それとダブつて御質問を申し上げるわけはございません。

ただ實際上、現行行政事件訴訟特例法といたしまして、これが運行上特にお困りになつておるといふような点について、またこれが実態についてあらかじめ一つ御説明を賜れば、以下質問をして参りますに好都合かと存じております。

○濱本政府委員 取りまとめて遺憾のないようなお答えができるかどうか、私、非常に遺憾に思つておりますが、今御質疑がありまして思いつきます点は、従来提案理由などで述べているところとダブるような気がします。と申すのであります。が、実際に現行上裁判所に迷惑を及ぼしているというふうな点、あるいは裁判所というより

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

も国民に迷惑を及ぼしている点、そういった二つの観点からしますならば、たとえて言へば、現実に訴願前置主義の問題であります。国民としましては、自分に不利な行政処分があれば、行政処分をした行政庁に泣きつくよりも、いきなり通常裁判所である司法裁判所に訴えを持っていくのが、おそらく国民の熱望するところであろうと思っておりますが、さような場合におきましても、現行法の上では、やはり行政処分をした当該行政庁もしくは、しばしば使われる言葉であります、好きな言葉じゃないのでありますが、これと同穴のムジナである上級行政庁に訴を下げて行かなければならぬということが、不利益をこうむった当該国民の何よりも不満とするところであつたらうと想像するのであります。それからまた、無効確認の訴訟なども、現行法では特段の規定を置いておりませんので、はたしてこれが訴訟法上許されるかどうかというふうな点については大きな疑問があつたのです。にもかかわらず、昭和二十三年にこの制度ができました以来、多数のことに農地買収に関しまして多数の無効確認訴訟が起きて、いささか裁判所に混乱を、大げさに言へば混乱を生じたとも言えるような事態が起きておつたのではないかと、私、当時裁判官であつたのでありますが、考えるわけでありまして、まだ、処分の取り消しの訴えと裁決の取り消しの訴えとの関係につきましても、しばしばそういった、大げさに表現すれば裁判所に混乱を生じさせるような複雑な関係を実際面において来たしたと考へるのであります。また管轄の点

につきましても、現行法では当該処分庁所在地の裁判所の管轄とし、しかもその管轄を専属としたし、しかも国民に非常な不利益、非常な不便を生じさせたというふうな私どもも考へておるのであります。取り上げますれば、まだ幾つもあるかと思ひますけれども、今申し上げましたような点が、さしあたり私どもが痛切に感じました点としてとりあえずお答えできる点であります。

○上村委員 御説明のように、私も、今度の法案につきましても、多くの疑義の点、不便の点、その他をきわめてよく解決しておるのではなからうかと、いふふうに思つておるのですが、私は、きょうは一つ観点を交えて、実はいかにいろいろその条文なり、その解釈上の問題が整備されたといつたにしても、要は国民の権利の伸張並びにこれが救済という点に重点があるべきであらうと思つておるのです。そういう点に、実際面で、一体この法規によればどういふふうな国民の権利が伸張されていくのであらうか、あるいは侵害された権利がきわめて簡易に、きわめて容易に、しかも妥当に救済されておるものか、あるいは、さういふ観点が一面的であらうか、あるいは、きわめて重

要なことであらうかと思つておる。民が不服を生じた場合に、一体どういふふうな現実に解決されておるのだらうか。たとへば法務省からの資料を拝見いたしますと、裁判外において、きわめて多くの取り下げという形式において解決されておる。一体これは手續煩瑣なるがために取り下げ、もうあきらめてしまったのか。それとも一応申し立てはしておるけれども、いや自分の考へ間違ひであつた、あるいは自分の言ひが不当であつたというわけを取り下げおるのか。あるいはその間、行政機関においてある程度反省をされまして処置を変更し、そして取り下げいかれたものか。要は取り下げの件数がきわめて多くて解決されておるのか、一つお尋ねをしたいと思います。

○濱本政府委員 私どもが具体的な事件に因りいたしました経験から申しますれば、この行政訴訟事件において、普通民事事件と比較して、おっしゃる通りに、あるいは取り下げによつて解決されておるのが、解決というのはいちよつと語弊がありますが、終了しておる事件が非常に多いというふうな現象もあるかと思ひますが、その取り下げに至ります理由としては、私どもも関与しておる限りにおきましては、裏面と申しますか、行政の実際面で原告の納得のいくような他の方法が用いられて、その結果取り下げをする。あるいはまた原告が訴えを起し、後に行政庁から十分な説明を聞いて、結局まで訴訟を持ち込んで有利な判決が得られないことを納得した上で取り下げたという実例が多かつたように思つておる。それと同時に、何分にも行政事件におきましてはそのものずばりで和解をするということができませんので、今言つたような形で、本来ならば普通民事訴訟事件で言いますならば、和解といった形になるのが、訴訟面では取り下げという立場にならざるを得ないということもあるかと思つておる。私どもが経験いたした

ました上では、さういふに観察されると思つておる。それに関連いたしましたし、少し違つた面でお尋ねをいたしたいと思つておる。

○上村委員 それに関連いたしましたし、少し違つた面でお尋ねをいたしたいと思つておる。今度の行政事件訴訟法というものは、現行の行政事件訴訟特例法とは非常に趣を異にしておる。というのは、現行の行政事件訴訟特例法というものは、いわば民事訴訟法というものを基点として不適当というふうなものをとりあえず規定しておつたのではなからうかと思つておる。けれども、今度の行政事件訴訟法案を拝見しますと、行政事件の訴訟全体のいわば通則とも称すべきもの、要するに一つの法域といひますが、独立した法域を規定するといふふうなねらいがあるのではなからうかというふうな思つておる。従来のものをきわめて整理したものだといふふうに理解してよろしいかどうか、一つお尋ねをしておきたいと思ひます。

○濱本政府委員 きわめて基礎理論的な問題を含んでおると思ひますので、私どもも十分な御納得いただくような説明を申し上げることはできるかどうかはなほだ内心じくじたるものがあるものであります。あるのでありますけれども、私どもが本法案を立案する初めからおしまひまでを通じて、結局するところ、提案理由でも説明いたしておりますように、形式的には、本法案では、行政事件訴訟の特質を詳細にわたつて把握して、これに対する一般法たる行政訴訟法を作らう、こういう建前で臨んだのであります。この法案の全部の条文の構成を形式的に見ま

すれば、提案理由で説明いたしておりますように、やはり行政事件訴訟に因する通則たる一般法という建前で作つたつもりであります。しかしながら、これもやはりその他のところで説明いたしておりましたが、あるいは証人尋問、あるいは口頭弁論の方式、あるいは調書の方式、かような詳細な点にまでその特質が及ぶものでもなく、規定をするにしますれば、どうせ民事と同じになるわけでありまして、さういふ点につきましても、大幅に民事訴訟法によることにはいたしておらず、私どもが一般法だと思つておるけれども、あるいは見方を交えて言へば、実質は民事訴訟法が大きな柱であつて、実質的にはやはり特例法ではないかという見方もできぬ限りではないかと思つておる。

○上村委員 よくわかりましたが、大体、私がお尋ねをしようと思つたのは、行政事件として、その訴訟処理として一般法、こういう意味でございませう。そういう意味では、この前の御説明から見ましても、要するに通則的なものをここに取りまわすに、この御説明から見ましても、要するに民事事件という御説明からしてみれば、私は民事訴訟法という、要するに民事事件であり、しかも司法裁判所の一環として処理するといふ憲法上の規則からいへば、民事訴訟法が一般法であるにきまつておる。こういう解釈をするのは、行政の一つの分野としての民事訴訟法としての一般法であるか、さういふふうにお尋ねをしたわけですが、それは一般的な一つまとめた法規を考へたものなのか、さういふふうな理解していいのですか。もう一回あらためてお聞かせ願ひたい。

たつた上では、さういふに観察されると思つておる。それに関連いたしましたし、少し違つた面でお尋ねをいたしたいと思つておる。

○上村委員 それに関連いたしましたし、少し違つた面でお尋ねをいたしたいと思つておる。今度の行政事件訴訟法というものは、現行の行政事件訴訟特例法とは非常に趣を異にしておる。というのは、現行の行政事件訴訟特例法というものは、いわば民事訴訟法というものを基点として不適当というふうなものをとりあえず規定しておつたのではなからうかと思つておる。けれども、今度の行政事件訴訟法案を拝見しますと、行政事件の訴訟全体のいわば通則とも称すべきもの、要するに一つの法域といひますが、独立した法域を規定するといふふうなねらいがあるのではなからうかというふうな思つておる。従来のものをきわめて整理したものだといふふうに理解してよろしいかどうか、一つお尋ねをしておきたいと思ひます。

○濱本政府委員 きわめて基礎理論的な問題を含んでおると思ひますので、私どもも十分な御納得いただくような説明を申し上げることはできるかどうかはなほだ内心じくじたるものがあるものであります。あるのでありますけれども、私どもが本法案を立案する初めからおしまひまでを通じて、結局するところ、提案理由でも説明いたしておりますように、形式的には、本法案では、行政事件訴訟の特質を詳細にわたつて把握して、これに対する一般法たる行政訴訟法を作らう、こういう建前で臨んだのであります。この法案の全部の条文の構成を形式的に見ま

すれば、提案理由で説明いたしておりますように、やはり行政事件訴訟に因する通則たる一般法という建前で作つたつもりであります。しかしながら、これもやはりその他のところで説明いたしておりましたが、あるいは証人尋問、あるいは口頭弁論の方式、あるいは調書の方式、かような詳細な点にまでその特質が及ぶものでもなく、規定をするにしますれば、どうせ民事と同じになるわけでありまして、さういふ点につきましても、大幅に民事訴訟法によることにはいたしておらず、私どもが一般法だと思つておるけれども、あるいは見方を交えて言へば、実質は民事訴訟法が大きな柱であつて、実質的にはやはり特例法ではないかという見方もできぬ限りではないかと思つておる。

○上村委員 よくわかりましたが、大体、私がお尋ねをしようと思つたのは、行政事件として、その訴訟処理として一般法、こういう意味でございませう。そういう意味では、この前の御説明から見ましても、要するに通則的なものをここに取りまわすに、この御説明から見ましても、要するに民事事件という御説明からしてみれば、私は民事訴訟法という、要するに民事事件であり、しかも司法裁判所の一環として処理するといふ憲法上の規則からいへば、民事訴訟法が一般法であるにきまつておる。こういう解釈をするのは、行政の一つの分野としての民事訴訟法としての一般法であるか、さういふふうにお尋ねをしたわけですが、それは一般的な一つまとめた法規を考へたものなのか、さういふふうな理解していいのですか。もう一回あらためてお聞かせ願ひたい。



ただ、私どもが本法を作る上にはそこまでは考えていないのだという事を申し上げたもので、おっしゃる通り、そういうものができれば、それによつて大いに訴訟の遅延を防止することに資するゆえんではあるかと思ひますが、何分にも本法はそのこととは関係なく、行政事件に関する手続法を作りたいというのが私どもの念願であつたのであります。

○上村委員 御説明でよくわかりました。次に、もう少し統計上でお聞きしたい。というのは、精緻な理論構成が行なわれたからといって、そこに国民のほんとうの権利の伸張と救済になるかならぬかという別な観点も考えたい、こう思ふから質問をするわけです。審理期間の平均を見ますと、地裁第一審といつたしまして三十四年度の例を見ますと、二四・四カ月、高裁の控訴審の三十四年度の例を見まして二二・六カ月、最高の上告審の三十四年度の例を見ますと一九・九カ月、これを通常訴訟で見ますと、同年度の地裁第一審を見ますと、これが半分以下の一一・九カ月、それから高裁の控訴審の三十四年度の例を見ますと、通常訴訟は半分まではいきませんけれども、行政事件として二一・六カ月というのが一五・三カ月、それから最高上告審に参りますと、ちよつと通常訴訟の方がふえまして二〇・七カ月、こういふふうになつておられます。それからこの行政事件につきましての控訴率を見ますと、三十四年度を見ますと七三・二％、通常訴訟は三一・九％、上告率を見ますと六〇・七％、それから通常訴訟は三一・七％というわけですが、この傾向

を見ますと、いかにこの普通訴訟事件よりも行政事件の御審理の関係、あるいは控訴、上告、要するに上訴の率といふものは、一般の事件よりもきつめて審理期間が長くなり、しかも上訴の率が高くて高いというのはい体那辺にあるのですか、裁判所の方から一つ御説明を賜われば幸いだと思います。

○仁分最高裁判所長官代理者 その前にちよつと申し上げておきたいと思ひますが、これは私どもの調査いたしました数字によりまして、若干相違している点がございます。法務省から御提出になりました数字と違つて、ずつと低い数字が出ております。

○濱本政府委員 今の御質問の点で私どもちよつとお断わりを申し上げなければなりません、従来お手元にお届けいたしておりました今御引用の統計表に、最近になつて誤りがあることを裁判所の方から指摘されて、実はきのうおそくなつて行政事件訴訟件数表正誤表を作りましてお手元に届けましたので、あるいは今御引用のもの、その私どもが誤りとして訂正したものを引用されますと、少し数字が違つて参ります。

○上村委員 それでは今私の方が正しいのを拝見いたしまして直します。

○仁分最高裁判所長官代理者 まずこの審理期間が通常訴訟の場合に比べて非常に長い、これは統計に現われておる通りでございます。大体この行政事件の一件当たりの平均審理期間は、地裁の第一審におきまして通常訴訟の約二倍に当たるといふようなことになつておるのでございます。統計上このよ

うな数字が現われますのは、結局行政事件の訴訟の特徴によるものではないかというふうにご考へるのでございませう。と申しますのは、まずこの行政事件は、非常な困難な憲法上その他の法律上の問題を含んでおるケースが多いという事でございませう。それからまた租税事件などを考へてみますと、非常に計算が複雑なものがあつて、それから農地関係、それから選挙事件といつたような、非常に多数の証人調べをしなければならぬ事件、あるいは検証のために日時を要する事件というふうなケースがきつめて大きい数字を占めておるといふことと、それから欠席判決というものがあつて、それによつてよろしいというふうなところが、原因になつておるか考へるのでございませう。

それから控訴率、上告率の点でございませう、これも御指摘の通り、確かに通常の訴訟事件の場合に比べて多い。数字にいたしまして大体二倍をこえるような形になつておられます。この原因をいたしましては、結局、あくまで上告審の判断を求めようという傾向が行政事件については強いのではないか。それはどこに由来するかというのを私ども考へてみますると、行政事件は、社会的な影響の大きい事件が多い関係で、争いがきつめて深刻であるといふことも言えるのではないかと考へる。あるいは憲法その他法律上非常に困難な問題を含んでおるといふことも言えるのではないかと考へる。さらには行政法規に関する解釈と申しますものが、一般私法の解釈の場合とは多少ニュアンスが違つておるといふことも言える。さういふ関係から、当事者としてはあくまで最終の判断を求めたいという気持を持つ

ておる。さういふ点に由来するのではないかと考へるに考へておるわけでありませう。

○上村委員 私も、大体さういふような点であらうかと思つておられます。行政事件の争ひは、この訴訟形態は、裁判所に判断を求めるときにおきましては、それが次第に個人というよりも大きく影響を持つような事件、また法解釈といふものが多方面に影響を持つような事件だらう、こう思つておられます。それだけ複雑であるし、また最後まで争うことになると思つておられます。真に国民の行政事件においての権利の伸張あるいは保護、救済といふ問題は、むしろ、先ほどお見えになつた際ですが、実態としておられるのは、一回出で取り下げてしまつておられることが多い。何かさういふいわば普通事件、民事事件の場合の調停とか、和解だとか、さういふような段階においで実際に処理をされておるんじゃないかと考へておられる。むしろ国民の真の権利伸張あるいは救済といふ点は、行政事件の特性にかんがみて、さういふ面に力を入れてくる必要があるのではないかと考へる。さういふ面からすれば、むしろ現在の家庭裁判所あるいは交通裁判所といふふうな特殊な、司法裁判所の系列にはもちろん入つておるわけですが、それ以外の事件の特質に依つたような処理手続といふふうなものが考へられる必要があるのではないかと考へる。さういふふうな思ひわけですけれども、先ほど法務省にはお尋ねをいたしました。裁判所とされましては、この点についてほんなようなお考へをお持ち

てございませうか、この際お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○仁分最高裁判所長官代理者 この問題は、大へんむずかしい問題でございませうが、行政事件につきましては、特別な法律的な知識が要する、また場合によれば特殊な知識が要するといふことが考へられなければならぬかと思つておられます。憲法が施行されておるから、行政裁判の実績を顧みますと同時に、裁判機構全体の上から見まして、はたして特別な裁判所といふものを設けるのが適当であるかどうかといふことは、早急には結論が出せないので、臨時司法制度調査会あたりが発足いたしましたことになりませう、あるいはさういふ問題も御審議いたされたらいいか。それから、私どももいたしまして、特に欧米における行政事件の処理について裁判官が研究に参りまして、ごく最近隔つたばかりで、まだ報告も伺つておりませんが、さういふ御意見、報告あたりを伺ひまして、われわれも検討して参りたいといふふうにご考へておられます。

○上村委員 私がなぜさういふ点をお尋ねするかといふと、訴訟前置主義といふものを原則的に取りやめる、さういふわけですね、これはなるほど御説明にもなりますし、いざ御提出される予定の行政不服審査法、さういふものにとらみ合せて考へないと、私の質問もきつめてこまかい点に入れませんのでありますから、実はさういふ概略的なお尋ねをいたしておるわけでありませう。

実は、なるほど訴訟前置主義といふものは、もちろん訴訟法自体がきわ

めて古い、また民主国家といたしましてはきわめて古過ぎるような理論体系になつてゐる、こういふふうに思ひますから、これは何とかメスを入れなければならぬ。こう思ふが、ある意味においては早期に解決していくということにはなりはしないかというねらいです、こういふことは行政不服審査法の方にその要請は取り入れられておるのではなからうかと思ふので、この分についてはこの程度で質問を打ち切つておきたいと思ひます。

次に、少しくこまかい点を一点だけお尋ねいたしておきたいと思ひます、行政事件訴訟法の第三条第五項によりますと、不作為の違法確認の訴えの規定がございます。この不作為の違法確認の訴えの場合、これに関連して、この不作為の違法を確認するに際しては、これは判決をする際に、作為義務を前提としたしておるのじやないかと思ひます。そのすると給付判決、給付の訴えといふものは、今度の行政事件訴訟法としましては、一体どういふふうにか考へられておるか。あるいは不作為の違法確認の訴えで、ある一定の不作為の行為の違法が確認されたといつた場合に、それは行政庁に對して一定の作為義務といふものは確認するけれども、一定の給付行為を命ずるような關係は一体どうなのか。これは本案の作成についてもきつめて議論の多かつたところであらうと思ひますが、實際上ここで問題がきつめて起きてくるだろうと私は思ふのであります。この点につきまして一つ御説明を賜りたいと思ふわけであり、それが第三条第五項にございます。これが

不作為の違法確認が判決で確認されたといつたします。その場合に、行政庁に對しては、不作為の違法なものでありますから、作為をするといふことを前提としておるだろう、だからその作為の義務だけを確認する、要するにその行政庁に對する拘束力です、どの範圍まで拘束するの、あるいは給付行為までもやらせる意味なのか。これは訴訟として現実にはきつめて起きてくるところであらうし、問題はきつめて多くなつてくるであらう。その際に、あらためて給付の訴訟を起さなければならぬのか、あるいはその給付の訴訟は、この行政事件訴訟法の体系としてどこに所屬すべきものか、ということだけをちよつとお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○濱本政府委員 私どもがこの法案を作成する経過におきましても、おつしやるような給付判決、つまり裁判所が処分行政庁にかわつて処分の内容を主文に感つたいわゆる給付判決をするといふことは、行政と司法との権限の交渉として、裁判所はさういふことはできないのであるといふわが國における支配的な意見、従来の裁判例、それに従つてこの不作為の違法確認の訴訟といふものを考へておりますので、御指摘の第三条第五項によります判決におきましては、さういふ作為義務といふものは主文には現われてこない。あくまで主文では、作為をしないことが、つまり何らの処分もしないことが違法であるといふことを宣言するにとどまるべきものである、さういふことを考へておるのであります、あくまで判決ではその作為義務の内容を主文に盛るといふことはないので、さうい

る建前をとつておるのであります。でありますから、理由におきましては、行政庁は詳細にその際になすべき作為の内容までも触れることはあり得ても、主文においてはさういふことはできないのだといふ前提に立つております。従ひまして、その拘束力として、行政庁は、あるいはその判決の理由に盛られておりますような理論あるいは内容に從つた処分をする、しなければならぬといふ確定判決からの拘束力を受けるのであります、あくまでも裁判所が行政庁にかわつて、その作為義務の内容を主文において行つたりといふことはないので、さういふ前提に立つて、この不作為の違法確認の訴訟を考へておるのであります。あるいは将来において、従来の判例が変へられまして、さういふこともできるのだといふふうな判例でもできれば格別でありませんが、従来の支配的なわが國の学説並びに従来の最高裁の判例、いずれもその点では一致しておるよう考へております。

○上村委員 さうすると、下作為の違法確認を訴える、それでは普通の場合目的を達しませんが、達する場合もあるだろうけれども、達しない場合もある、あらためて、その作為行為を求め、要するに不作為の違法は確認されたけれども、作為行為を全然しなかつた。行政庁がしなかつたといふことになれば違法である、違法であるといふ判決をもちつて、やつてくれなければ國民の権利は少しも救済されない、さういふ内容のものもある。不作為の違法確認の訴えによつて、行政庁がそれは作爲しなければならぬと感してやつてくれればそれに越したことはない

が、やらぬ場合、要するに、不作為の違法確認の判決が下つたけれども、依然として行政庁はやらぬという場合は、どうして國民の権利の救済をしますか。さういふ点をお尋ねいたしておるわけでありませぬ。

○濱本政府委員 私ども、今申し上げましたように、あくまで裁判所が行政庁にかわつて処分の内容を主文にうたうことはできないといふ建前をとつておきますので、不作為の違法を宣言した判決が確定したにもかかわらず、なおかつ行政庁がその拘束力に從わぬ。従つて、拘束力に從つた処分をしないといふ事象がかりに起こつたとしますれば、法的な救済は國家賠償法による賠償の請求ということにならざるを得ないと私ども考へております。

○上村委員 さうすると、たとえば行為を行政庁が一定基準によつて認可するといふ場合に、基準が充足された、すべきものをしない。一定の事実を認定されたが、行為は必ずしもあらぬといふ状態になつた場合に、その条件は充足されておるけれども行政庁は処分しない、さういふときにもちろん不作為の違法の確認の訴えを起させるだろう。その場合に、その不作為が違法であるといふ確認は出ていても、一定の処分行為が行なわれなければ國民としては権利の救済にならない。さうすると、結局その処分行為をすべし、その内容はたくさんあるでしょうが、せよといふ訴訟は起させないといふことになるのだからか、お尋ねをしておきたい。

○濱本政府委員 お答えが不十分であつて、御理解いただけなかつたかと思ふのでありますが、私どもは、実はさういつた判決はできないといふ前提に立つておるのであります、さういつた違法を宣言した判決が法的に確定した、訴訟的に確定したにもかかわらず、なおかつ当該行政庁が受けるべき拘束力に從わぬといふ場合があります、やはり國家賠償請求によつてしか救済の実があげ得ない、これもやむを得ないことじやないかと実は思つております。ただし、その國家賠償請求の民事訴訟におきましては、不作為が違法であるといふことは既判力で確定しておるわけでありませぬ、そこは審理を要しなくて、それによつて受ける損害並びに損害の額といふものだけが審理の対象になるので、損害賠償訴訟においては若干の便益といひますか、前の確定判決に効力が及んでくるということになると思ふのであります。

○上村委員 その問題については、詳細な問題になるし、学説も分かれておるし、また外國の事例なども分かれておりますし、それだけ言ひ切れるかどうかは重大問題だと思ひますけれども、これはいずれあつたら詳細に諸外國の事例あるいはいろいろなものについて申し上げて御質問するといひます。

今の立論の根拠に大きく流れておるものは、司法は行政に介入するといふわけにはいかないといふふうなものも、考へ方として思われる。さうすると、この行政事件訴訟法案の二十七条は、内閣総理大臣が裁判所に對して異議を申し立てるといふことになつてゐる。この点については行政権の方が司法権に優先してゐる。これは非常にしほつてはおりますけれども、優先してお

る。ですが、これは今の原則から考えられてどういふふうに御説明をされるのか、その点を一つ御説明をしていただきたい。もちろん、この点も大きく論争的になっておる点であらうと思ひますけれども、お尋ねをしておきたい。

○濱本政府委員 立案の経過におきましても、あるいはまた従来の特例法上におきましても、内閣総理大臣の異議というものが今御指摘のような観点から非常な議論の対象とされたことは事実であります。私どももいたしましては、立案の経過を通じて、わが国における支配的な学説並びに従来の最高裁判所及び下級審の支配的な判例に従ひまして、裁判所による行政処分執行停止というものは、きわめて行政処分的な応急的な措置を裁判所に認めたいものであります。それ自身固有の司法の働きとは考えていないのであります。それに対して行政権が内閣総理大臣の異議という形で作用を及ぼしても、実際には好ましくないことかもしれませんけれども、理論上は行政による司法への介入にはならないというように実は考えておるのであります。もちろん、実際から言いますと、でき得ればかようなものは存置したくないという希望が実は多くありますし、私どももそういう希望に十分の理解を示したつもりであります。そのことは、二十七条におきまして、あらゆる面で、遠慮しながら申しますか、特殊の場合にだけしか使つてはいけないう、また、使つた場合にはかような政治的責任を明らかにしなければならぬというふうな規定を盛つたところに、私どもの苦心が現われていると思ひます。

であります。ともあれ、理論的に言いますと、少なくともわが国の支配的学説並びに支配的な判例は、従来これは行政の司法に対する介入と見るべきものではないというところになっておるものと私ども理解しておるのであります。

○上村委員 いろいろ御説明を承っておりますればよくわかつて参るわけですが、冒頭に申し上げましたように、この行政事件訴訟法案は、いろいろ論点はございまして、大きな前進だらうと思ひます。現行特例法と比べますと、はるかに大きな前進であると思ひます。けれども、あまりにもむずかしい。また、手続法自体がなかなか難解なものである。しかも、行政事件の特性から参りますと、また提案の理由を拜見いたしましたも、国民の権利の伸張あるいは失なわれた権利の救済というふうな点に大きくこれは関係があるし、また、それを主眼としておられるわけでは、民主国家として、これは当然なことでありまして、そうしますれば、この行政事件訴訟法が成立をいたしました場合に、国民に対して周知徹底をはかつていくか、国民がどういふふうにしてこれを手とり早く理解し、また利用し得るか、要するに周知の方法について何か腹案があるのか、あるいはこれについて予算措置はどうか、あるいはこれについて予算措置はどうか、こゝに点々についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

ということ。それは一面には、訴訟手続というものがともそういつた性質のものであるということにも基因するものであります。主として私どもの力の至らなかつた結果であらう。その点私ども非常にじくじたるものがあるものであります。従ひまして、これをおつしやるような観点から、取り扱つておいて周知徹底をはかるということもきわめて必要であらうかと思ひます。ざいまして、予算要求をいたしました結果、わずかではあります。認められず私どもの方の内部機構における周知徹底方法といたしまして、三十七年度の予算におきまして、中央で、一応各法務局並びに地方法務局の係官を中央に呼び集めて、二日間わたつた詳しく説明をして、取り扱つておりました。なからしめたいと考へておるのであります。その費用といたしましては、法務局旅費に八十一万七千円の旅費、それから中央本省の方におきまして、会議費といたしまして合わせて二十四万八千円、これだけが、きわめてわずかではあります。認められております。また民間側には、周知徹底の方法といたしまして別段の予算を獲得すること、これはまあ慣例から言ひまして、あるいは私どもの努力の至らなかつた点かもしれませんけれども、予算的には取れませんでしたけれども、今年七月、八月の候を期しまして官報に、行政訴訟制度の改正についていろいろの資料版に掲載をする。それからまたやはりそのころには、本法は十月一日から施行を予定しておりますので、そのころにラジオ放送の「政府の窓」を通じて周知徹底をはかるようにいたし

たい、こゝにいろいろ広報番組を考慮いたしております。また、裁判所の方でもどのように予算を獲得せられますか、私ども承知しておりますので、ちよつとその点は……。

○上村委員 大体私は概括的な点についてのお尋ねはこの程度で終つておきたいと思ひますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、参考人の方々の御意見なり、その他いろいろ具体的な問題につきましては、お聞きした上で一つ質問をする機会をお与え下さることをお願いしたいと思ひます。たとえは実際問題として、司法の専門家として、相手方の当事者を那辺にするかという問題は、行政機構が複雑になればなるほどわからないのであります。弁護士を職とする専門の方として、どこにしたらいいのかというので迷うのであります。ましてや一般国民としましては、お役所というのとはどこもかみな同じようにお役所として見ると、しかも、なおかつこれが提訴期間を六カ月を三カ月にしておるといふようないろいろな点も考へますと、これはきわめて、国民がほんとうに利用しやすいように十分準備をする必要があるのではなからうか。また、いい法律はよくこれを徹底させる必要があるのではなからうかというふうな、諸般の問題点があるのではないかと思ひます。本日はこの程度で質問を打ち切らしていただきたいと思ひます。

○河本委員長 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。松井誠君。

○松井(誠)委員 私は、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について少しばかりお伺ひをいたしたいと思ひます。これは直接予算に関係することでありまして、最初に一点だけ裁判所の予算全体について確かめておきたいと思ひますが、ただいま私の手元に最高裁判所から出しておる裁判所時報の一番新しい号なんです。それに裁判所予算が昭和二十三年から昭和三十七年まで国の予算に対してどれだけの割合を占めておるかという、そういう統計が出ておるわけでありまして、それを見ますと、大体昭和三十一年、三十二年、その辺を頂点にいたしまして、裁判所の予算の国の全体の予算の中に占める割合というものはだんだん低下を遂げてきております。そして三十七年度はとうとう〇・八割を割つて、〇・七割台に落ち込んでおるわけでありまして、この数字そのものはもちろん信頼のできる数字だと思ひますけれども、間違いないですね。

○桑原最高裁判所長官代理者 裁判所時報の二月一日号の二十六ページ、二十四ページにかけてあります予算の比較表は、お尋ねの通り間違ひございません。

○松井(誠)委員 三十、三十一、三十二とずつと上がつて参りまして、それを山にして下り坂になつたという原因はいろいろあるかもしれませんけれども、裁判所当局は、大体どういふことをその原因としてお考へになつておられるか、一言伺ひたい。



○桑原最高裁判所長官代理者 事務費の關係の予算は、なかなか増額ということが困難でございます。数字の上ではどういふふうな経過を遂行しておりますけれども、裁判所の事務を遂行していく上においての費用というものは、実質上それほど大きな低減はないというふうな解釈いたしております。

○松井(誠)委員 私は、いずれ予算全体の問題についてはあらためて伺いをするときにしたいと思いますので、詳しくは触れませんが、今のよう、裁判所の経費というものは大体がコンスタントなんだ、だから一般の規模がふえれば、それだけ比率が減るのだという考え方は、必ずしも正しくないのじゃないかという気がするわけです。それでは何でもかんでも悪いことは高度成長のおかげだというふうに言うつもりはございませんけれども、しかし、具体的にあとで伺いをいたしますけれども、やはり裁判所の予算の比率が減ってきたということは、犯人は高度成長だということはどうしても言いたいと思う。池田総理は、農業の生産性がほかの産業の生産性にだんだんおくれをとっていくのは、農業の生産性が上がらないからじゃなくて、ほかの産業の生産性の方が高いのだという、そういう言い方をしておるわけですね。しかし、われわれから言わせれば逆で、そういう高い生産性を上げておるといふのは、実は農業の低い生産性というものを犠牲にしておるのだ、そういうことを考えるわけなんですけれども、それと同じように、この裁判所の予算というものは、少なくともほかのいろいろな行政部門、あるいは手厚く保護されておるいろいろな大企業に

対する施策、そういうものと同じような形で裁判所の予算というものが手当てされておって、そうしてその上に全体の規模が大きくなるというならば、今のお答えはあるいは当たっておるかもいれませんけれども、そうじゃなく、やはりどうしても裁判所の予算の中で、ほんとうにのどから手が出るほどほしいという予算というものを実は犠牲にして、ほかのところを回しておるのじゃないか。そういう意味で、この予算の比率の低下というものは、私はやっぱり高度成長の被害だというところを考へざるを得ない。具体的なそれがなぜかというところを、私はこのあとの質問で確かめていきたいと思っております。

そこで私が最初にお伺いをいたしましたのは、先ほど、大體裁判所の経費というものは一応あまりふえないのだというところを申しましたけれども、御承知のように、最近少年犯罪というものが異常な膨張を示しておるわけでありまして、この参考資料としていただいた中で、一番末尾に少年保護事件の統計が出ておりますけれども、これは昭和三十五年度は三十四年度から比べると格段の膨張ぶりを示しております。三十六年度はまだ正確な数字はありますが、大体の概算程度がもしおわかりでしたら一つついでに教えていただきたい。

○市川最高裁判所長官代理者 お手元に差し上げてありますのは三十五年の統計でございますが、三十六年度につきましては、まだ正確な統計ができておりませんので、お手元に差し上げることができないことは大へん遺憾に存

じております。ただ、私どもの方で概略考へておりますことは、三十五年度に對してかなりの増加が見込まれてい

○松井(誠)委員 この資料によりまして、昭和三十四年度に對しまして、全国の総計で昭和三十五年度は少年保護事件が、大體ですけれども約三割増に

○市川最高裁判所長官代理者 大體お話をよく、従来の傾向がこゝ一、二年の間は続くと思っております。ただ昭和四十年をピークといたしまして、家庭裁判所の対象になる少年の層が絶

○松井(誠)委員 この同じ資料で、たとえば家事審判の事件だとか、家事調停の事件というものは、大體昭和三十三年、四年、五年と横ばい程度になって

られるわけなんですけれども、その家庭裁判所の調査官の人員というものは、昭和三十三年、四年、五年、大體

○市川最高裁判所長官代理者 調査官の増員につきましては、従来から調査官が家庭裁判所の家事事件あるいは少年事件において占める地位、重要性、

○松井(誠)委員 調査官の定員は、この資料によりまして、大體九百名くらいと、今度三十七年度約九十六名

○松井(誠)委員 私のお伺いしたの資料によりまして、大體九百名くらいと、今度三十七年度約九十六名

○松井(誠)委員 今度の予算で、調査官の増員は、この資料によりまして、大體七千数百万の要求に對して、千二

も、念のために一言お聞きしておきます。

○市川最高裁判所長官代理者 私どもといたしまして、今の事件の増加に對比いたしましたして、調査官の増員が決して満足すべきものであるとは考えて

○松井(誠)委員 今度の予算で、調査官の増員は、この資料によりまして、大體七千数百万の要求に對して、千二

○松井(誠)委員 私のお伺いしたの資料によりまして、大體九百名くらいと、今度三十七年度約九十六名

○松井(誠)委員 今度の予算で、調査官の増員は、この資料によりまして、大體七千数百万の要求に對して、千二

く保護されておるいろいろな大企業に

ことができないことは大へん遺憾に存

庭裁判所の調査官が主としてやってお

比べてみればわかるとは思いますけれども

判所で、調査官の増員として当初要求

いたしました数は百二十四名でございます。

○松井(誠)委員 七千六百万あまりの予算の要求額というものは、百二十四名の人員費だけではないわけですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 ただいまお示しになりました数字は人員費でございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、三十名増員で千二百万という、一人の人員費が大体四十万になります、百二十四名で七千六百万という、数字としては、一人当たりの人員費としては相当多いように思いますが、これは間違いないですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 その詳細は刑事局長の方から御説明申し上げますが、ただいまの数字が御説明申し上げた方が正確な数字が出ると思っておりますが、ただいまのところ手元に資料の十分なものがございませんので、なおよく調べた上でお答え申し上げます。

○松井(誠)委員 百二十四名の要求をなさって、新しく増員は三十名、合計九十六名ですか、ということ、これはしかし決して十分な数字ではないということ、今言われまじければ、私、そういう少年保護事件というものが急増をしておる典型的な例である東京の場合、具体的に東京の家庭裁判所の調査官がどういふ職場の中に置かれておるかということ、そういうことを特にお伺いをしたいのです。それとも、今非常に問題になっておる交通事故の激増、これも最近非常に目ざましい激増ぶりを見せておるわけであり、従って、そういうものはやはり裁判所の肩の上にかかってくるわけ

です。ですから、裁判所の経費とかそういうものは、大体いつもコンスタントというふうなことで決まっています。

○松井(誠)委員 少年の交通違反事件、道交法違反の事件について、具体的にどういふ処置の状況であるのかということについてお伺いをしたいと思っております。先ほど申し上げましたこの裁判所時報の一番おしまいに、ちよと少年の道交法違反事件の数字とその処理状況のグラフが出ておりました、これもちよと信頼すべき統計に違いないと思っております。

○松井(誠)委員 未済事件の比率というものが、昭和三十一年を一〇〇とする、三十五年には約二十倍くらいに激増をしておる。こういうふうに未済事件の激増そのものは私は決してゆるがせにできない問題だと思っております。問題、それよりも実質的に具体的にどういふ処理の状況をされておるかということをお伺いをしたいのです。

具体的にお伺いをいたしますけれども、たとえば家庭裁判所で、交通違反の少年が送られてくる。そのときにいろいろの処置、いろいろな処分をされるわけですが、そのうちの、そのうちの具体的な取り扱いはパーセンテージですが、約何割を不開始にする、約何割を検察官に送る、そういう具体的な数字が、東京の家庭裁判所に限って、どういふ数字が、資料があり、もし一つお伺いしたい。

○市川最高裁判所長官代理者 東京の家庭裁判所につきまして、これはやは三十五年の資料しかございませんので、三十五年の資料に基づいて申し上げますが、道路交通事件の処理総数、このときには東京では八万八千六百件余りになっておりますが、そのうち検察官送致をいたしましたのが、パーセンテージにいたしましたのが、一〇・三%、件数にいたしました約九千件でございます。それから不処分に付した事件が、総数が一万四千八百九十八件、パーセンテージは一六・八%ということになっております。それから不開始処分いたしました事件が、件数にいたしました六万三千六百五十八件、パーセンテージにいたしました七一・八%、こういうことになっております。

から検察庁に行きまして、検察庁でふりかかると、そのふるいにかけて、たものが起訴によって裁判所に行く、こういう関係になります。これが家庭裁判所の場合には、警察からいきなり家庭裁判所に持ち込まれるものもありませんし、また警察から検察庁を通して家庭裁判所に来るものもありません。

○松井(誠)委員 事務の処理の関係で私が特にお伺いをしたいのは、この中で、たとえば調査官が具体的にその少年に面接をして、調査の上いろいろな処分を決定される率と、あるいはそのうちのものを一切しないで、書面審理で済ませる率と、そういう区別がもしおありでしたら一つ……。

○市川最高裁判所長官代理者 東京につきましても、お話しになりました書面審理で済ませるもの、それから調査官が面接して処理しておるものとの比率は、私の手元でまだ正確に把握いたしていません。ただ、こういうことだけはぜひ御考慮いただきたいと思っております。今のお話の比率で申し上げます、不開始処分が七一%もある。こういう点について考えてみますと、警察

から検察庁に行きまして、検察庁でふるいにかけて、そのふるいにかけて、たものが起訴によって裁判所に行く、こういう関係になります。これが家庭裁判所の場合には、警察からいきなり家庭裁判所に持ち込まれるものもありませんし、また警察から検察庁を通して家庭裁判所に来るものもありません。

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

に少年の暴走犯というものが非常にきわだって多くなっております。そういうものが、一体どうしてその傾向というものがやまないのであるのか、一つの原因というものは、私はこういうところにあるのではないかと思っております。こういう形で八割五分については書面審理でやるということになりますと、お

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特

○松井(誠)委員 われわれの調査ですと、昭和三十六年に面接をしない書面でのいきなり検察官に送致するというのが約一割九分くらい、それから書面での不開始の決定をするものが約六割六分くらい、残りの一割五分内外というものが調査官が直接に面接をして、その結果いろいろな処分をする。そういう比率になっておるわけであり、それよりも、私は、その処分の刑が重いか軽いかということ、言うのではありません、こういう形で八割五分というものがいわば機械的に処理をされておること、しかしこれは処理をされざるを得ないという人員の配置だということ、これを申し上げたいのです。これは最近の交通事故の激増の中で、特



その次に、ちょうどその交通事故の問題になりましたので続けてお伺いをいたしたいと思えますけれども、最近ここの交通事故の激増というものが、交通の麻痺状態とともに、非常に大きい問題になってきておられるわけですね。その中で、先ほど言いましたように、少年の占める比重というものがだんだん大きくなってきておられる現在、交通事故については特別な刑事手続が定められておられるわけでありまして、その特別な刑事手続を行なう、いわゆる交通裁判所というものが、今全国でどれくらいあるわけですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 東京都と大阪とに、交通裁判所が二カ所あるわけでございます。

○松井(誠)委員 三十七年度は、その交通裁判所は増設される予定でございませぬか。

○桑原最高裁判所長官代理者 名古屋に一カ所増設される予定を立てております。

○松井(誠)委員 それは、当初の裁判所の方の御要求では、現在の東京、大阪の二カ所のほかに、名古屋に一カ所という要求であったのか。あるいはもっと多かつたのか。

○樋口最高裁判所長官代理者 お尋ねの件につきましては、御承知の墨田簡裁が東京にございまして、東京の分につきましてはもう一カ所増設したい、こういう要望をいたしましたわけでございますが、敷地の関係で、その点は実現に至らなかつたわけでございます。なお横浜の方は、御承知と思えますが、交通裁判所を今年度新設できる見通しがついたのではないかと、かように思っております。

○松井(誠)委員 その交通事故の全国的な数字、それも概数でけっこうですが、たとえば昭和三十四年くらいから、五、六と、どんな増勢の傾向にありますか。

○樋口最高裁判所長官代理者 大体の数字を申し上げますと、三十二年をとりまして百四十一万三千五百一件、これは終局人員調べになっておりますが、御承知のように、終局人員とそれから新受人員は大体一致いたしますので、さより御承知願いたいと思えます。三十三年度が百四十二万七千七百七十一件、三十四年度が百四十二万四千四百七十二件、三十五年度が百八十五万三千五百九十六、昨年の三十六年度が二百九十九万五千五百五十二、かようになっております。

○松井(誠)委員 これもおそらく、その典型的な例が東京の墨田簡裁になると思えますけれども、交通裁判所である墨田の簡易裁判所の取り扱い件数はおわかりでしょうか。

○樋口最高裁判所長官代理者 墨田につきましては、ただいま同年度をとりまして、三十二年度が二十二万五千三百五十五、三十三年度が十七万六千四百、三十四年度が二十四万三千六百七十二、三十五年度が三十五万三千三百十六、昨年の三十六年度が三十五万六千四百九十六、かような数字になっております。

○松井(誠)委員 ついでに、この墨田簡裁の裁判官の数、三十二年からどういう状況か、お知らせいただきたい。

○樋口最高裁判所長官代理者 ただいま私の手元にはございませぬが、昨年の十二月現在の分でございますので、一応それをお答えいたします。裁判官が

名、書記官が六名、書記官補が四八名、事務官が十五名、雇が四名、経理が三名、タイピストが二名、かようになっております。

○松井(誠)委員 三十二年ごろから……

○樋口最高裁判所長官代理者 その資料は、今私の手元にはございませぬので……

○松井(誠)委員 それで、私大体計算をしてみますと、昭和三十六年三十五万六千余り、かりに三十六万といたしますと、一月に三万六千といたしますと、一日に大体一千件ということになる。その一千件を八人の裁判官が毎日、これは日曜日を入れての割り算です。すなわち、もつと多いに違いない。八人の裁判官が、おそろしく千数百件に上る事件を毎日やっている。そうしますと、一人の裁判官は一日に百数十件ということになるわけでありませぬ。この百数十件というものは、一物理的に考えてみても、機械でない限り、私はほんとうの裁判事務の処理という形ではできないのじゃないかと思えますけれども、そういう実情について、一つおわかりでしたらお知らせ願いたい。

○樋口最高裁判所長官代理者 一般に裁判官一名が一日に処理し得る能力というふうな点から考えてみますと、略式手続のみを担当した場合が三百ないし四百、御承知の即決手続、これを担当した場合が大体八十ないし百件、こういうふうな数字に従来なっております。先ほど申し上げました昨年の十二月、これは二十一日現在ということになっておりますが、墨田におきまして即決の手続をやっております

ました裁判官が大体四・五名、一人当たり大体八十九件、略式が三人、一人当たりが三百四十七件、かような数字になっておられるわけでございます。

○松井(誠)委員 略式が一日に三百件書類がそろえられて……略式ですか、これはもちろんただその通りに署名をして判を押すというだけになるわけではございません、それにしても、これではもう略式が相当であるか不相当であるかというふうな判断をし得る時間的な余裕というものが、一体この三百ないし四百の処理の間にはできるのかということも問題だと思えます。

それからこの即決裁判八十件ないし百件を一日にやるといたしますと、大体事実上九十件ぐらいいはやっております。このことになると、一日にやるといふことになりませぬ。これは朝っぱらからそういう即決ということではいきなり判事の前に出るわけじゃなくて、おそろしく検事のところを通つてから来るわけですから、裁判所の判事の勤務時間が一日何時間か知りませぬけれども、ともかく一分で一件だと一分で二件だとか、そういうことにならざるを得ないのじゃないでしょうか。即決裁判にしても、少なくとも人定尋問をやつて、黙秘権を知らせて、そして裁判の判決は告知しなければならぬという、そういうぎりぎり最小の限度の時間を見ましても、判事の一日の勤務時間を九十件で割つて、これが一人一人としてできるという数字になるでございませぬか。この具体的な実態を裁判所側では把握されておられるかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○樋口最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問でございませぬが、御指摘のように、あそこへ参りました被告人は、大体検察庁を通りまして裁判所へ出てくるわけでございますが、裁判所といつたしまして、昨年のちょうど夏ごろでございませぬが、今御指摘のような一件どのくらいの時間をかけて即決公判をやつておられるかということをお調べしたことがございませぬ。この数は平均でございませぬが、長短、多少伸び縮みはございませぬが、即決を当時は平均いたしますと大体四分間ということをやつておつたわけでございます。御指摘のように、一人一人について人定尋問はいたしますが、その他、即決裁判の手続にするに於いて異議がないかどうかというふうなことは、一度に十人ばかり法廷に入れます関係上、一括して告知をします。こういうふうな方法をとつておられますので、いわゆる前置きの質問はさほど時間はとらないわけでございます。

なお、これももちろん御承知とは思いますが、即決公判の事件は、いずれも事実については争いのない事件が回つて参ります。それからまた交通事件は、内容も大体定型化されております関係上、その程度の時間をかけますれば、決して複雑に流れるということはないのじゃないか、こういうふうなことを考えておられるわけでございます。現に即決公判に回りました事件につきましても、裁判官が検察官の求刑の金額とは違つた金額を言い渡す、さらにまた、即決公判には不適当であるということも、決して絶無ではないわけでございます。私の手元に即決、略式双方を含

めてのさような数字が若干ありますので、即決だけについてどのくらいという数字は今申し上げかねますが、判事としても、その程度の審査は十分いたしておる、かように考えておるわけでございます。

○松井(誠)委員 ついでですから、略式と即決裁判と両方合わせたものでけつこうですが、検察官の要求とは違つた取り扱いをしておるパーセンテージはどのくらいになっておりますか。

○樋口最高裁判所長官代理者 私の手元にございますのは三十六年、昨年の分でございますが、求刑金額と違ひました額を言ひ渡したということが、十月には両方合わせまして二百八十五、十一月は二百三十八、十二月が二百二十九、昨年一ぱい全部合計いたしますと、六千二百二十という数字が出ております。

なお、いわゆるさような手続については不相当であるというふうなことをいたした件数が、十月が十九、十一月が十七、十二月が十三、一年合計いたしまして百五十八という数字が一応出ております。

○松井(誠)委員 手続はどうであれ、ともかくもその裁判所へ行って五万円までの罰金は取られるという、事故を起こした者にとつては非常に苦痛になる判決をすることができると。そういう裁判であるのに、何か品物の大量生産みたいな、そういう形で事件の処理がされておる。年間約三十六万のうちに、検察官と意見の違つたのが両方合わせたところで六千何がし、そのうち金額の点についてはともあれ、ほん

とくに重大な取り扱いについての意見の相違という形で、そういう形式が不相当だということに裁判所がやつたというものは、総計三十五万六千のうちで百五十幾ら、これはあるとはいふもの、私は、ほとんど言ひに足りない数字じゃないかと思ふ。こういう形で、家庭裁判所の調査官が形式的に交通事故の事犯を処理せざるを得ないのと同じに、今度は最終の段階であるべき交通裁判所に行つても、やはり交通事故というものは非常に形式的に処理されていっておる。先ほど一人大体四分と四分を言われまして言ひましたが、四分が平均であるならば、もつと短いのもちろんあるわけでありまして、一人四分、十人くらいの中に入れてやれば、四十分はかかってもよろしいということになるのではありましょうけれども、そういう形では、共犯でも何でもない者、どこのだれかちつともわからない者、そういうような者が全部一堂に集まって、学校の先生から訓辞を聞くような形で、こういう判決を受け

て一裁判所が単に罰金を取る、そういう機械に成り下がつておるというなら別ですけれども、そつてはなくて、やはり裁判所そのものの中にも矯正的な機能といふものを多少ともまだ認めようといふならば、元來あるべき裁判の姿じゃないのじゃないか。ですから、裁判所の方では、こういう交通裁判といふものが増設をお考えになつておるに違ひございませんけれども、それが先ほどのお話ですと、東京では敷地の関係でだめになつたというより、よく意味がわかりませぬけれども

も、そういうことでまた見送られておる。今、交通事故についての取り扱いがいろいろ議論になつておりました、そしていわばこういう状況といふものを避用して、警察官が直接、科料である罰金であるか知りませぬけれども、取り立てようという違警罪即決令の復活のような形が出てきておる。これは御承知だと思ふのですけれども、そういう手続のやり方について、ちよつと余談になるかもしれないけれども、裁判所はどういうお考えを持っておるか、あわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○樋口最高裁判所長官代理者 先ほどの私の申し方が不十分だと思つたのでありますが、敷地の関係でだめになつたというわけではなく、敷地が確定いたしませんので、その分は未定だといふような意味で申し上げたのでございませぬ。その点は御了承願ひたいと思ひます。

それからお言葉返す趣旨は毛頭ございませぬが、先ほど申し上げましたように、交通事故は大体定型的な内容でございまして、しかも全然事実を争ひのない事件についてだけ即決をやつておられます関係上、裁判官として、いわゆる考慮すべき情状と申しますか、あるいは罪態と申しますか、あるいは普通の犯罪事件と比べますと非常に明瞭になつてくる。これは御承知のようにアメリカでもどこでも、いわゆる相当大量的に交通事故は裁判しておるの、あるいはその辺に胚胎するのではないかとひそかに考えておるわけでございます。しかし、裁

判でございますので、もちろん機械的にやるということには避けなければなりません。ただいまの御指摘の制度の改正の件でございますが、私もちらほら新聞紙上でさような意見の出ているのを承知いたしておるのでありますが、まだこの席でさような意見についてどういふふうに考えるかといふことを私がお答えするのは適當な時期ではないと思ひますので、お答えは後日に留保させていただきます。ただ、われわれといたしましては、先ほど申し上げたように、現在の制度のワク内で、できるだけ、裁判事務を合理化していくことを考えますと同時に、この際制度を改正すべき点があるかどうか、あれば、どういふふうな方法で改正すべきかといふ点は、事務当局といたしまして、相当以前から検討を重ねておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○松井(誠)委員 その交通裁判所で事件を扱うべき簡易裁判所の判事の増員というものは、三十七年度はないわけですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 簡易裁判所につきましては、欠員等もございませぬが、充員の見通しというよりなことは考えまして、三十七年度におきましては簡裁の判事の増員はないわけでございます。

○松井(誠)委員 全然要求をされなかつたからなんですか、そうではなかつたか、要求はしたけれども、結局認められなかつたということなんですか。

○桑原最高裁判所長官代理者 予算上の要求といたしましては、簡易裁判所の判事五人の増員要求をいたしたわけでありまして、その分について、充員等の見通し等についていろいろ論議をかわしました。この簡裁判事五人は、交通事故の關係で増員するという目的であつたわけでございますが、結局、充員の見通しが必ずしも立ちがたいといふことで、増員は結局においてはなされないことになつた次第でございます。

○松井(誠)委員 くだいようですけれども、今のようになつて、交通事件が激増しておる中で、簡裁の判事の増員がでないと、ことに判事になり、かゝりかゝり交通裁判所を増設しても、交通裁判所におけるさういふ判事の肩にかかってくる重荷といふものは非常なものになるに違ひないと思ひます。これは単にさういふ判事だとか、あるいは家庭裁判所の調査官だとか、そういう者の人権の問題といふだけに限らなくて、今非常に問題になつておる日本の少年事件、あるいは交通事故、さういふものに非常に大きな影響を持つだけに、われわれはもつと何とかさういふ難局を切り抜けていけるよ

うな、さういふ人員の配置といふものを望みたいわけなんです。単にお上手で、足りないけれどもどうにかやれますというよりなことではなくて、ほんとうに足りないのだといふことを、むしろ裸になつておつしやつていただいた方が、お互ひこれからあつたさういふ問題の検討のためにもいいんじゃないか、さういふことを最後に一言だけ御要望申し上げまして、私のきよりの買

問を終わりたいと思います。

○桑原最高裁判所長官代理者 先ほど答弁を留保いたしました七千五百九十一万八千円という要求額は、これは人件費のみの要求でございます。

○河本委員長 次会は、明十六日午前十時より理事会、理事会散会後開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

法務委員会議録第二号中正誤

べ段 行 誤 正

一五 三 事由 事項

四三 一 限り提起 限り、提起

八三 六 帰属する 帰属する

昭和三十七年二月二十日印刷

昭和三十七年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局